

平成24年加美町議会第3回定例会会議録第2号

平成24年9月19日（水曜日）

出席議員（20名）

1番	下山孝雄君	2番	尾形明君
3番	三浦英典君	4番	三浦又英君
5番	高橋聡輔君	6番	木村哲夫君
7番	近藤義次君	8番	吉岡博道君
9番	工藤清悦君	10番	一條寛君
11番	佐藤善一君	12番	米木正二君
13番	沼田雄哉君	14番	猪股信俊君
15番	新田博志君	16番	伊藤淳君
17番	高橋源吉君	18番	伊藤由子君
19番	伊藤信行君	20番	一條光君

欠席議員 なし

欠 員 なし

説明のため出席した者

町 長	猪股洋文君
副 町 長	吉田 惠君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	高橋 啓君
会計管理者兼課長	早坂宏也君
危機管理室長	早坂安美君
危機管理室専門監	佐藤勇悦君
企画財政課長	高橋 洋君
協働のまちづくり推進課長	遠藤 肇君
町 民 課 長	今野幸伸君

税 務 課 長	鈴木 裕 君
特別徴収対策室長	小川 哲夫 君
農 林 課 長	鎌田 良一 君
農業振興対策室長	鈴木 孝 君
森林整備対策室長	早坂 雄幸 君
商工観光課長	日野 俊児 君
企業立地推進室長	今野 伸悦 君
建 設 課 長	田中 壽巳 君
保健福祉課長	下山 茂 君
子育て支援室長	高橋 ちえ子 君
ねんりんピック推進室長	小山 弘 君
地域包括支援センター所長	渡邊 光彦 君
上下水道課長	田中正志 君
小野田支所長	伊藤 裕 君
宮崎支所長	佐竹 久一 君
総務課長補佐	佐藤 敬 君
教 育 長	土田 徹郎 君
教育総務課長	竹中 直昭 君
生涯学習課長	猪股 直昭 君
農業委員会会長	兎原 伸一 君
農業委員会事務局長	大類 恭一 君
代表監査委員	小山 元子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐藤 鉄郎 君
次 長	二瓶 栄悦 君
総 務 係 長	藤原 みゆき 君
主 事	菅原 敏之 君

議事日程 第2号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

午前10時00分 開議

○議長（一條 光君） 皆さん、おはようございます。本日は、大変ご苦労さまです。

議員各位並びに職員の皆様に申し上げます。脱衣を許可いたします。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（一條 光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、5番高橋聡輔君、6番木村哲夫君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（一條 光君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の順序は昨日に引き続き、通告のあった順序で行います。

通告7番、18番伊藤由子さんの一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔18番 伊藤由子君 登壇〕

○18番（伊藤由子君） おはようございます。

朝のまださわやかなうちに一般質問ができてうれしいです。まだみんなすっきりしていると思うので、一緒に考えていただきたいと思います。

最初に、通告していただきましたとおり、加美町洪水ハザードマップの活用と運用について。

加美町洪水ハザードマップをここに掲げてみました。これは町でつくったハザードマップを拡大したものです。これは去年作成されていますが、まだ新しいものではありませんけれども、昨今のゲリラ豪雨などのような現象に対応する内容になっているのかどうか、見直しの必要はないのか、次の3点について伺いたいと思います。1つ目、土石流危険区域、崖崩れ危険区域、河川流域の堤防決壊想定区域とその対策について伺います。2つ目、災害発生時の連絡、伝達の対策、洪水ならでの情報伝達等について、昨年の反省も踏まえて願います。3つ目、高田地区や2階以上に避難というふうにかかれているところがあるんですけども、そういった明記されている地区の今後の避難訓練をどう考えているのか。以上の3点についてまず伺いたいと思います。願います。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） おはようございます。

きょうは、冷房のきいた中で、さわやかな朝を迎えまして、伊藤議員のご質問にお答えできることを大変私もうれしく思っています。住民目線でのご質問をいただきまして、心から、いつもながら感謝を申し上げるところでございます。

今のご質問は、加美町がつくっております洪水ハザードマップ、この見直しが必要ではないかというふうなご質問でございましたので、答弁をさせていただきますが、まず、現在の洪水ハザードマップの内容についてご説明をさせていただいた後で3点だったでしょうか、お答えをさせていただきたいと思えます。

平成17年に水防法が改正されまして、河川管理者である国、県において、各河川の浸水想定区域図を作成し、関係市町村へ提供することとされまして、加美町におきましても、その提供された浸水想定区域図に洪水予報等の伝達方法や避難場所等を記載し、マップを作成したところでございます。これは義務づけられているということでございます。それが現在のハザードマップでありますけれども、目的は、もちろんこれは人的被害を防ぐということであります。町民に対して、浸水や避難の情報を周知するということが義務化されておるわけでございます。国、そして県から提供された浸水状況等を勘案して、作成、策定したものでございますけれども、この浸水確率については、百年に1回の大雨——これは2日間で312ミリの降雨という定義でありますけれども、による河川の氾濫を想定し、シミュレーションしたものであるということになっております。

本町では、国、県からの提供された情報に基づきまして、平成20年度に第1回目の洪水ハザードマップを作成し、平成21年、そして平成23年に一部変更し、各行政区等に配布し、活用していただいているところであります。しかしながら、確かに昨今のゲリラ豪雨のようなもの、大雨、こういったものに対応した内容になっているとは言えないというふうに私も考えております。議員のおっしゃるとおり、見直しが必要であると。やはり地域の特性、それから過去の災害経験、そういったことを反映させながら、それから現在進めています地域防災計画の見直し、これとの整合性も図りながら、町民の皆様方の聞き取りなどもしながら、国、県から提供された情報に加えて、地域特性というものも加味し、見直しを図っていきたいというふうに考えておるところであります。

土石流危険区域及び崖崩れ危険区域、そして堤防の決壊想定区域、その対策ということでございますけれども、県におきましては、地元市町村、加美町と調整を図りながら、土砂災害警

戒区域、これは通称イエローゾーンと言っておりますけれども、それから土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンを指定していく計画となっております。現在、県で位置づけている加美町の土砂危険箇所については、土石流危険箇所23カ所、急傾斜地11カ所、地すべり4カ所というふうになっています。これらの危険箇所の警戒区域への指定については、県では本年度中に関係者への地元説明会を行い、町の意見を聞いた上で、指定を行う計画になっています。今年度中に先ほど申し上げた23カ所、11カ所、4カ所、こういったところの中で、いわゆる県が指定をすると、町の意見を聞きながら、これは指定をするというふうな計画になっております。

警戒区域に県でもって指定されますと、警戒避難体制整備や建物建築物の規制などが行われます。町としても法制度の周知や、避難体制の整備というものを図ってまいらなければなりません。なお、堤防決壊想定箇所、今申し上げたのは土石流危険区域等々でございますが、この堤防決壊想定箇所については、県の水防計画書によりますと、加美町の河川では位置づけられているところはありません。

2点目の災害発生時の連絡及び情報伝達について、昨年3・11の反省も踏まえてというご質問でございました。確かに、昨年3・11のときには、千年に一度というふうな大地震でもございましたので、職員も一生懸命この町民への情報伝達には努めていたところではございましたけれども、十分でなかった点もあったということは間違いのない事実であろうというふうに思います。この住民に、町民に対する周知方法については、現在、町の広報車及び消防機関、警察等の広報車による伝達、周知。2点目として、防災行政無線による伝達。3点目、サイレン、鐘等による伝達周知。4点目、電話等による伝達、周知。5点目、区長等の関係者による伝達、周知。6点目として、消防団員等の戸別訪問による伝達、周知。そして、テレビ、ラジオ等の報道機関に要請し、周知をしていただく。こういった7つの方法でもって周知をすることとしております。

また、水防計画におきましては、知事が管理する鳴瀬川において水害が発生するおそれがあるため、水防警報を発令したときには、水防団員——これは消防団員でございますが、が河川の巡回、決壊対策等に当たることとなっており、町民に対する避難勧告等の周知方法については、地域防災計画と同じ方法によって周知をすることというふうにしております。

また、緊急情報の発信手段といたしましては、ことしの6月1日からNTTドコモ携帯電話向けに、エリアメールで災害情報を発信しており、ソフトバンクや、auについてはまだでございますが、ことしじゅうに発信できるように手続を進めております。

なお、昨年の大地震の折には、大変ラジオが住民への情報伝達手段として有効であったということが言われておりますので、加美町でも導入に向けまして、コミュニティーFMについての検討を現在プロジェクトチームで行っているところであります。ただ、前の議会でもお話ししましたように、町が事業主体となることはできませんので、人材育成、団体の育成、こういったことをまさに今やり始めているというところがございますので、そういった受け皿も、団体も育成しながら、コミュニティーFMの導入についても検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

もう1点ございましたが、ハザードマップの中に高田地区のように、いわゆる堤防決壊ということは、県の計画の中にも想定はしておりませんが、いわゆる越水、特に高田地区などは鳴瀬川と田川が合流する地点でございますから、堤防を越えて水が高田地区のほうに越水していくという、そういった可能性があるわけでございます。なかなかあそこは水が抜けない地理的条件でございますので、マップにもありますように、2メートルから5メートル未満の浸水が想定されるということになっております。2階以上への避難が必要であろうというふうに記載をさせていただいておるわけですが、やはりこの地区に関しては、ほかとは違った自主防災組織を中心とした、また関連機関と連携した、これはハザードマップの活用、そして防災教育、それから実践的な避難訓練ということを行っていく必要があるというふうに考えておりますので、この点については、今後検討し、見直していかなければならないというふうに考えているところがございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 説明をいただきました。高田地区や鳴瀬の2階以上に避難という地区の避難訓練については、今後検討していきます。対策をとっていきますというふうなご答弁でしたが、きょう高橋聡輔議員の質問にもあるかと思っておりますので、残りはじゃあ後で詳しくお話をさせていただければと思います。ことしの避難訓練はどうだったのかということも含めて、後で説明をしていただければと思います。

先日、9月13日に北部土木事務所を訪ねて、いろいろお伺いしてきました。所長さんには残念ながら会えなかったんですが、確かに今答弁ありましたように、鳴瀬川流域の堤防決壊ということは考えていない。百年に1回ぐらいの洪水とか、台風とか、そういうことには対応するようにはできているので、そういった危険区域はないというふうなお話でした。私も認識がなかったので、確認してきたんですが、水位とか、測定所が3カ所あるということで、小泉と、小野田地区と、それから中新田の地区に3カ所雨量を観測所が設けられているということを確認

認してまいりましたが、それを見て、水防団の出動が必要かどうかを判断しているんだということでした。それは自動でデータが出るので、どこでも合同庁舎にいても、県庁にいても、それは瞬時にそれは伝わるので、心配はないんですというふうなお話でした。でもそれを聞いていて、私は水位のデータの数字を見ているだけでは伝わらないもの、わからないもの、数値にはあらわれないものもあるのではないかと思ったんですが、加美町の現場でできることがほかにも、水位はもちろんなんですが、あるのではないかと思ってお話を聞いてきたんですけれども、それはデータで判断できるので、こちらでみんな指示をしますというふうなお話だったんですが、それについてはどうお考えでしょうか。現場でできることがもっとほかにもあるのではないかと、私は考えるのですが。

○議長（一條 光君） 危機管理室長。

○危機管理室長（早坂安美君） 危機管理室長、お答えします。

確かに数字だけで現場の状況がやっぱりなかなか把握できない点もあるかなということとは当然想定されるところでございます。それで、そういった情報をやはり町としても当然現場の状況を含めて把握しなければならないというようなことでございますので、町におきましては、そういった大雨、洪水警報等が発令されたという場合におきましては、町の体制を整えるということで、最初に警戒配備態勢、それから被害が起きることが想定される場合は、災害対策本部ということに移行していきますけれども、そういった最初の警戒配備態勢におきましては、当然町の職員、それから消防団によりますそういった現場の監視、パトロール、そういったものも含めてそういった現場の状況なども確認して対応するという形になると思います。以上でございます。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 現場が第一、私は現場主義ということをしていきたいなと考えるものなんですが、地元の人の声として、水の管理は水門の操作が何よりも肝心じゃないかというふうに聞いています。今の時期ぐらいまでは、農業用水として使うので、土地改良区など、水の管理に目が配られている。改良区のみならず地元の人とか、田んぼをつくっている人なんかもしょっちゅう見ていると思います。でも、その後、田んぼに水が要らなくなると、あとはあんまり関心を持たなくなって、注意して見なくなってしまうのではないかと。どの水門を閉めればどの水門バルブを閉めるとどうなるかという全体の水の流れがどうなるかということ把握している人がいるのかどうかと。把握している人が必要ではないかというふうにおっしゃっている方がいるんですが、そういったものはあるのかどうか、配置図みたいに。そういう必

要性についてはどう思うのかお伺いします。

○議長（一條 光君） 危機管理室長。

○危機管理室長（早坂安美君） 危機管理室長、お答えいたします。

水門の管理というお話ですけれども、特に前田地区周辺ですね。いろいろ水門何カ所か、これまでも水害予防対策ということで新たに水門なども設置して、管理をしてきた場所がございますけれども、前田地区周辺の水門につきましては、現在、管理をお願いしている業者さんがおまして、町のほうの連絡に基づいて水門を閉めたり、そういった体制は整えているところでございます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 業者をお願いしているという地区もあるというのは、私も存じ上げております。ただ、そういったことが誰か担当者に任せてしまうということではちょっと気に、心配になるんですが。例えば、それを先日も新田議員の質問の中に出て、アセットマネジメントに関する話が出たんですが、青森県なんかも、岩手県なんかも、6月定例会で申し上げましたように、橋長持ち作戦とか、河川の土手の長持ち作戦とかということをもう既に始めていて、財政を緊縮していくようにというふうなことをもうスタートしているかと思います。洪水についても例外ではないんじゃないかと、私は現場にやっぱりそういうことを知っている人がいるだけではなくて、その配置図みたいなものも、今後検討していく必要があるんじゃないかと思えます。担当課職員の人がかかっているだけではなくて、その人が異動してしまうと、あとはなかなか伝わらなくなるので、そういった単純な配置図をつくっておく必要もあるかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（一條 光君） 危機管理室長。

○危機管理室長（早坂安美君） 危機管理室長、お答えいたします。

今の水門操作関係の配置図、これにつきましては、つくっておまして、それに基づいて対応しているという状況でございます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） じゃあ配置図があるということで、それを見たら誰でもわかりやすい図になっているということを聞いて安心しました。

じゃあ次に、災害発生時の連絡、伝達の対策についてなんですが、6月定例会で、例えば木伏工業団地に関して、冠水しているなどの状況について把握できなかったという答弁がありました。その対策として、木伏工業団地に立地している企業との連絡体制を構築していくという

ような方針を示されましたが、その後、どうなっているのか、どこまで進んでいるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 木伏工業団地の企業とは、連絡網、これを整備いたしました。詳しくは企業立地推進室長のほうから答えさせます。

○議長（一條 光君） 企業立地推進室長。

○企業立地推進室長（今野伸悦君） 企業立地推進室長です。

木伏工業団地は10社ほど進出企業がございますけれども、7月に話し合いを持ちました。その中で連絡網ということで電話だけの連絡なんですけれども、深川の水門を閉めた場合に、町のほうから連絡をするということで、連絡網は整備いたしております。以上です。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 連絡網が早速できたということで、少し安心しました。

それから、同じく6月定例会で、町長がそのときに県の土木担当者に来てもらって、3点を要望しましたというふうなお話がありました。大崎市の土木事務所でも、今深川流域樋門の服務管理権計画を見直ししています。もうちょっと時間がかかりますが木伏工業団地の冠水原因の早期解決に向けて今検討中ですので、時間をくださいというふうなお話もありました。

もう1点あったかと思うんですが、鳴瀬川堤外地の支障木伐採などの河川断面の確保をしてほしいですという要望があったかと思うんですが、そのことはそんなに時間がかからずできることかと思うんですが、その進捗状況について伺います。

○議長（一條 光君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 建設課長、お答えします。

先日、土木事務所のほうから、この間の豪雨のときに問題になりました深川の樋門の付近の鳴瀬川の堤外地の土砂の撤去及び整地、支障木の伐採を行いたいということで、関係図面の提供をお願いしたいということで連絡が入っておりますので、ことしからその整備にかかるということでございました。以上でございます。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） スピーディーに、台風シーズンを迎えて取り組んでいただけるんだなということで、ほっとしています。

それでは、1番の最後に、リスクマネジメントの基本というのは、私が言うのもおこがましいんですが、去年10月3日に、福島大学名誉教授の鈴木 浩さんのお話を聞く機会があったん

ですが、そのときに「住民や産業界などとの合意形成の仕組みや、場が形成されているかどうかということがリスクマネジメントの基本だ」というふうにおっしゃっていました。ハザードマップの内容と該当地区の予想される危険度と、緊急時の対策について、私は認識を共有していくこと、具体的な避難訓練の内容を住民同士で話し合う必要があると考えています。そういったことをぜひ今回避難訓練の方法についても話題にして、進めていただければと思います。

では、次の質問に移ります。

2つ目の質問ですが、美しいまちなみづくり推進事業についてです。

美しいまちなみづくり推進事業に関して町長の目指そうとしている美しさとは、どういう状況であり、どんな状態を指すのか。また、計画策定における今現時点での方針、方策について次の3点をお伺いします。1つ目は、美しいまちなみづくり研修事業の内容と進め方について。それから2つ目は、ドイツへの視察研修事業における事前の研修内容及び事後の報告会の予定とその持ち方について。3つ目が、小野田地区のドイツ学園との交流の成果はいかがなものだったのか。まだ継続中とのことなので、過去形ではなく、どういうふうと考えられているのかということ。また、それを今回の事業推進に生かす手立てはないものか。以上の3点について伺います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 美しさとはどういうものを考えているのかというふうなことでございますけれども、やはり1つは、景観ですね。目に見えるこの景観、私の理念の中に自然との共生というものがありますけれども、やはり自然、そしてまちなみ、そういったものを含めた景観上の美しさということが1点ですね。それから、ドイツに行って改めて感じましたが、例えば家々でお花を飾ると。これは金山町でもそういった取り組みがなされておりますが、やはりこういった内面から出る美しさですね。そこに住む方々の心持ちといたしますか、おもてなしの心といたしますか、そういった内面的な美しさ、こういったものが相まって美しさというものが表現されるんだろうというふうに思っております。

次の質問は、美しいまちなみづくりの研修事業の事前研修、それから今後の進め方というふうなこと、ドイツでの研修ですね。美しいまちなみづくりの研修につきましては、その一環としてドイツ研修ということを行ったわけですが、公募をしましたところ、実は私の予想以上に応募がございまして、15名応募してくださいました。そのうち応募動機とか、それからこれまでのボランティア活動の経験とか、そういったことを踏まえて6名を選考させていただきました。9月4日から11日までの8日間、私も6名の方々と一緒に視察を行ってまいりました。一

部の日程は、金山町の団員と一緒に合同研修という形もとりました。

研修内容といたしましては、まずは、これはまちなみづくりということ、それから再生可能エネルギーという大きな2つの研修テーマのもとに視察をいたしました。バンベルグ、ここは1,000年前の町がそのまま残る町であると。全体が世界遺産になっているという町でございます。ゼーバッハという、ここは四百数十人の小さな村でございますが、私ども訪れたら、「大きな町から来ましたね」というようなことを言っていただいたんですが、ここでは地域資源を活用した自然エネルギーに取り組んでいるところでございました。ローテンブルグというところ、ここは中世のまちなみを残す城壁都市というところで、第二次世界大戦で町の半分ぐらいが焼失したわけですが、それを時間をかけてもとの姿に戻して、すばらしい魅力あるまちづくりをしているところでございました。失礼しました。先ほどゼーバッハについてちょっと間違った説明をしました。ゼーバッハというところは、人口が一千数百人の本当に小さな村でございます、合併をしない道を選んで、町の景観を保護しながら、観光地、そして保養地として多くの人々を取り込んでいるというふうな自立した町でございました。

それから、先ほど言った四百数十人の小さな村というのは、これはマウエンハイムといいまして、ここはバイオマス、農業系のバイオマスを中心として、木質バイオマス、あるいは太陽光、こういったさまざまな再生可能エネルギーを使って、自給に取り組んでいる村でございました。

さらに、アイゼナハという、これはバッハの生誕地でございますけれども、ここにも訪問いたしました。市長さん、副市長さん、あるいは観光協会の会長さん、こういった方々とお会いし、意見を交わすことができました。ここは人口が5万人の町でございます、大体年間100万人ぐらいの観光客が来るといふふうなお話しでもございました。ここに新バッハ協会という非常に権威ある協会がございます。バッハの研究をしている協会がございますが、ここが設置運営しておりますバッハハウスというものがございまして、このバッハハウスと、それからきのうも申し上げました、報告しましたが、バッハホールとの交流に関する覚書を締結したところでございます。今後、バッハハウスよりバッハホールに対して、貴重な資料の貸し出し等についてもお約束をさせていただいたところでございます。

この美しいまちなみづくりにつきましては、100年運動というふうに申しておりますけれども、やはり中長期的に取り組んでいくということが必要でございます。加美町といたしましては、まずこの生活史づくりに取り組んでまいります。町民の方々の暮らしがにじみ出た風景に、まちづくりの原点を見出し、過去の知恵や思い出を今後の計画づくりに活用していきたいと考

えております。現在、早稲田大学の学生たちが数日前、3日ほど前でしょうかね、加美町に来て、1週間ほどかけてさまざまな方からいわゆるオーラルヒストリーという聞き取り調査、そういったことを今行っているところでございます。皆様方のさまざまな過去の思い出、知恵、そういったものを生かしていくことが非常に私は重要であるというふうに考えております。現在はそんなところで進めております。

それから、やはりこのドイツ研修に参加した方々が6名いらっしゃいますけれども、やはりこの方々がこれから地域に戻って、美しいまちづくりに積極的にかかわっていくということが重要でございますので、皆さんそういったお気持ちでいらっしゃると、私も理解しておりますので、期待をしているところでございます。

ドイツ視察研修の事前研修に関しましては、広報紙に掲載しましたので、大体のところはご了解いただいていると思います。宮城大学との連携協定、早速活用させていただきまして、宮城大学我妻教授、この方は数年ドイツに滞在した方でございますし、金山町がドイツ視察を始めた当初、金山町の皆さん方を引き連れてドイツに行かれたという方でもございますので、この方からのお話しもお伺いいたしました。まちづくりについての、この方は建築家でございますけれども、そのほか町が主催したさまざまな講座にも参加していただきました。金山町にも実際行って、向こうの団員との交流もしてまいりました。さまざまな研修を積んだ上で、ドイツ視察を実施したわけでございます。

事後の報告等につきましては、広報紙で町民に周知をするということと、それから報告会、これも住民、地域の皆様方に公開という形で、報告会も開催させていただきたいと思っておりますし、また、秋にはさまざまなイベントがございますから、そういったイベントのコーナーをお借りいたしまして、写真の展示等なども行っていきたいというふうに思っております。

また、現在、商店街にぎわいづくり委員会も、回が重ねられておりますので、こういった方々との意見交換も、これは必要だというふうに考えております。

また、加美町地域エネルギー活用調査企画委員会、これもスタートいたしました。委員6人、各地区から2人ずつ選ばせていただきまして、6人の地域住民が参加しております。その中には今回研修に行かれた方も一部は入っておりますから、地域エネルギーという中でも、今回の研修の成果というものを生かしていけるというふうに私は考えておるところでございます。

3点目のドイツ学園との交流に関してのご質問でございます。

ドイツ学園と小野田地区の小学生の交流事業が、これは20年ぐらいでしょうかね、かなり長く行われているところでございまして、国際理解という点から、あるいは国際感覚を育むとい

う点から、私は非常に有益な事業ではあるとは思いますが、この美しいまちなみづくりとはちよっと目的を異にしておりますから、今後ともこれは別の事業として推進をしまいたいと思っております。ただし、このドイツとの人脈、ネットワーク、こういったものをこれから交流の上で生かしていきたいと。特にこのドイツ学園に子供さんを通わせている親御さんといえますのは、大使館員であったりとか、商社マンであったりとか、そういった方々が多いわけですから、そういった方々とのネットワーク、こういったことを非常に大事にして、これからの美しいまちなみづくりにも活用していければなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） いろいろお話をいただきましたが、町長の目指す美しさとか、美しいまちなみというのは、もちろん宮城大学事業構想学部の教授との共通認識のもとに進められているのだと思います。今回の視察旅行で、研修で、団員が町長の構想している美しいまちなみづくりの一端に触れ、何とか知恵や力を合わせていこうとする気概を持つに至ったのだろうと推察いたしますが、それを何か感想とか一言お話ししていたり、あるいはこういった言動が見られたというようなことがあれば、何か一例を紹介していただきたいと思います。もちろん行く前にも、ぜひ観光資源となるまちなみづくりを学びたいとか、ドイツの音楽、文化を吸収したいとか、そういうふうな一言一言の個々の人の思いが紹介はされていましたが、行ってきたことに、また研修中にでも、発した言葉とか、姿勢というか、態度というか、そういったことの一端を何か例を紹介していただければと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） その前に、実は、今月27日に、事後研修で皆さんともう一度お会いして、今回の研修を振り返ることにしておりますから、そのときにまたいろいろなご意見が出るだろうと思います。やはり大事なことは、研修という大きな体験、これを振り返ると。そして、振り返る中で、さまざまな発見、気づきということを改めて私はあるんだろうと思います。そういったものを具体的なまちづくりに生かしていくと。この体験学習のサイクルというのがありますけれども、こういったサイクルを回していくということが非常に重要でございますから、27日に皆さんとお会いをして、皆さんからさまざまなお考え、気づきをお聞きしたいというふうに思っております。

視察中に私が耳にした中では、今回は6人中4人が宮崎地区にお住まいの方でした。奇しくもですね。何とか宮崎の町を元気にしていこうと。せっかく昔のまちわりも残っているし、土

手川もあるし、すばらしい桜並木もあるし、美しい魅力あるまちづくりをしていこうというふうな声を視察中に聞くことができ、非常に私もうれしく思っています。

また、今回参加した団員の中のお一人は、薬業振興公社で働いている若い青年でございます。その青年も、あそこはドイツからわざわざ人を呼んで、職人を呼んで、地ビールをつくったという経緯もございますし、ブナ林なども若干ドイツを意識したようなデザインも見受けられますし、何とか今回学んだものを食も含めて、あるいは景観も含めて、この薬業の魅力さをさらに高めるために、あるいは施設群にもっともっとお客が来ていただけるような魅力をアップするために、これもやりたい、これもやる、これもいい考え、アイデアですねというふうなことを非常に積極的に発言をしておりましたので、そういったことが一つ一つこれから実現していくというふうに違いないというふうに思っております。以上で終わります。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） そういった声がたくさん聞かれるようになってほしいなと思ひますし、周りの人にもそういったお土産話として伝えていっていただければいいなと思ひます。

それから、研修事業の内容と今後の進め方ということなんですが、いろいろな町の人たちの声を聞きますと、そもそもなぜ美しいまちなみづくりなのかという原点に立ち返って、そもそもなぜこういったことを進めるのかという、そういった別に積極的な不満とは思わないんですが、好意的にとれば、わかりたいという意欲なんだと思ひます。それは、美しいまちなみづくりの構想がよく見えていない。伝わってこないことから来るのではないかなと、私もよく考えてみて思ひました。もう少し原案の大まかな骨組みを提示していつてはどうかと思ひます。

何でも人は、原案を提示されると、自分の頭を働かすそうです。突っ込みどころが見えてくるというか、考えるべき視点が具体的でわかりやすくなるからだと思ひますし、私なんかも欠点がよく見えても、なかなか新しい発想を生み出すというのは苦手なんですが、そういった大まかな原案を提示する。モデルとしてどこの地区を想定しているのかとか、どのあたりを想定しているのかとか、どのくらいの規模を考えているのかとか、地元木材をどんなふうを活用しようと思ひているのかとか、助成はどういうふうにしていくのかとか、そういった細かいかもしれない。小さいかもしれませんが、そういったことの一つ一つを形づくって、人はそれぞれにイメージをつくっていくんだと思ひますね。

町長が発想しているまちづくりというのはそういうことなのかというふうには伝わってくるのだと思ひますが、そういった大まかな骨組みを提示していくということについてはどうでしょうか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） この町にとって大事なことは、いかに交流人口をふやすか、定住人口をふやしていくかということだと私は思います。昨日のご質問にあったように、また、沼田議員の質問にもあったように、この50年間で1万人以上の人口が減りました。合併してからも2,600人を超える人口が減少しています。いかにしたら交流人口をふやしていくか、そして、定住人口の増に結びつけていくか、これが私にもっとも大事な課題であるというふうに考えております。先ほどご紹介した町の1つにローデンプルグ、これは金山町と合同の視察、公式訪問をいたしました。人口7万人、周辺の町の人口が減る中で、その町の人口は減らないと。担当課長が3つの理由を挙げました。1つは、働く場がある。もう1つは、そこには大学がある。もう1つは、町の魅力。交流人口をふやすにしても、定住人口をふやすにしても、私は町の魅力、先ほど言った美しさ、これは見かけだけの美しさではございません。この町の魅力ということは、非常に重要だろうというふうに思います。

一千数百人のアイゼナハ、ここも大変美しいまちなみを形成しております。本当に小さな村でございました。しかし、一千数百人の町に13のレストランがある。これは外部から多くの方々はその町を訪れるからなんです。魅力がある町だからです。そして、さまざまなメニューをボランティアが行っている。例えば、じゃあ観光資源をふやそうと。廃鉱になった小さな炭鉱の入り口、ここをボランティアの方々が皆さんがスコップを持って、直して、そして小さな坑道をつくって、そこを観光資源の一つにしている。そういったことがたくさん地域住民のボランティア活動のよってなされている。そのような地域の魅力、これがなければ交流人口、定住人口がふえるわけではありません。

また、理念というものが私は非常に重要であるということに改めて思いました。余り日本のまちづくりは理念から入ったという例はないのではないかと感じております。ここにあれをつくる、これをつくる、道路をつくる、しかしその前に、まちづくりの理念が重要であることをドイツに行って改めて感じました。私が皆様方にお話ししている自然との共生、町民との協働、そして三極自立、この三極自立というのは住民自治です。こういったものをドイツの小さな村、中規模の町、実践しているなということがよくわかりました。その理念に基づいて、善意と資源とお金が循環する町、人と自然に優しいまちをつくっていくと。この理念を、そして目指すべき姿を私は町民にお示しをしているところでございます。そして、この理念、目指すべき姿、これを継承していくということが、大変重要であるということも今回の視察でわかりました。

その上に立って、庁舎のこともそうです。その上に立って、庁舎はどうすべきか。まちづくりはどうすべきかということが次の段階で出てくるわけです。ですから、こういった目指すべき方向、理念に基づくならば矢越に鉄筋コンクリート庁舎を建てるなどという発想は出てこない。やはりこれは西田に木造で、地域の景観に合ったような、あるいは今々だけではなく、これから後世にも残せるようなものをやはりつくっていくと。私はそういうことが重要であるということを改めて思いました。

モデルという話をなさいました。私、交流人口、定住人口をふやす中で、中新田地区においては、やはりバッハホールというものが一つの大きな核になると思っております。もちろん商店街もそうです。バッハホールというものがやはりこれは全国的なブランドでございますから、これをどう再生していくか、そして多くの人を引きつけるかということが私は重要だろうと思っております。政策アドバイザーの金沢さんをホールアドバイザーにお迎えしたということもその1つでありますし、今回、バッハハウスと交流の覚書を交わしたということもそうです。これは大変な私は名誉なことだというふうに思っておりますし、バッハハウスには年間約6,000人、ドイツのですよ、バッハハウスに年間約6,000人の日本人観光客が訪れるそうです。そのバッハハウスには今回長さ1メートルぐらい、幅四、五十センチぐらいでしょうか、ショーウィンドウ、そのショーウィンドウは加美町のためのショーウィンドウでございます。そこに今回持っていった虎の置物やら、それからバッハホールの写真やら、あるいはバッハ生誕300周年のときのコンサートの写真やら、そういったものを飾っていただくことになっています。既に飾ってあると思っております。非常に私は、宣伝効果だろうと思っております。

ですから、バッハホールを核にしなければならない。そして、小野田に関しては、やはりこれは葉葉です。葉葉に関してはきのうもお話ししたような新たな客の呼び込みということで、スポーツ・ツーリズムというものに今取り組んでいるところでございます。宮崎に関しては、スポーツ公園ですね。これもスポーツ・ツーリズムの一環ではございますけれども、それからやはり、宮崎は客をどうしたら商店街に取り込むかということは今まさににぎわいづくり委員会なんかでもこれを話し合っているということでございます。木材の活用、これも具体的にお示ししています。庁舎もそう、それからこれから近い将来、町民が建物を建てる際には、地域の木材を利用したと。そのために町でも助成金を出していくと。これは金山町初め、各地で行われているところでございますけれども、こういったこと。それから、さらにポラテックとの連携、これも既に県とポラテックとの第1回目の会議も開いています。こういった木材の利活用についても、既に進めているところでございます。

女性ということをございましたけれども、ぜひ女性の皆さん方、女性の目線からさまざまな町に対するご提案、ご提言をしていただきたいというふうに思っております。私、聞く耳ございますので、皆さん方のご提言、ご提案は、やはり女性の視点はとても大事です。特に美しいまちづくりを進める上では、大事でございますので、ぜひ皆さん方のご提言、ご提案を期待しているところでございます。以上で終わります。

○議長（一條 光君） 質問の趣旨に沿った答弁をいただきましたか。伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） そういうお話はずっと続けたい、好きなんです、ちょっと時間がありませんので、話が前後して、最後にそこに触れたいと思います。

報告会などの持ち方についてなんです、加美町というか、旧中新田地区には、かつて婦人の翼ということで、ドイツに研修に出かけた方がたくさんいらっしゃいます。そういった方々が自分たちの出番をずっと待っているというふうな気持ちを持っていらっしゃる方がいたり、あるいは何とか研修してきたことを生かしたいと思っている人たちの声も聞きます。当時と今では多少状況が変わっていると思いますが、その経験を何かに生かしたいというふうな気持ちを持っている人たちに支援隊になってもらえるような、そういった報告会の持ち方とか、参加の呼びかけとか、意見交流会とかを提案したいのですが、どうでしょうか。簡単に教えてください。時間ありません。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） ぜひお声がけをさせていただきたいと思えますし、また、そういった方々がこれら開催されます市民活動スタートアップ講座、こういったところにも積極的に参加をしていただきたいと思えます。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） それから、ドイツ学園との交流のことについて、ほかの事業で生かしていきたいというふうなお話がありましたが、私は町長が進める人材育成という点では、非常にこれは大きな意味を持つのではないかと思います。きのう早速鹿原とかに、西小野田小学校時代、5年生ぐらいのときに交流体験をしたという方に2人ぐらい会って、お話を聞いてきました。それは絶対に体験した人としらない人とは差があると思えます。異国の人とでも会話が通じなくても、こんなふうな気持ちは通じたり、一緒に何かやっついこうという気分になったりする。そういったバリアというか、壁がなくなるんだということを思っているというふうなお話とか、これから何かの子供との交流とか、それから地域との交流会とかにも生かしていけるような気がすると、体験は確かにその人の気持ちの中に根づいているということをいろいろ

なお話を聞きながら思いました。

ですから、それはほかの事業で生かすこともありですが、この人材を育成していくという点では、非常に意味があることだと思しますので、その点にも意欲を用いていただきたいと思えます。

時間がありませんので、最後の今のまちづくりに関して、お話ししたことに触れたいと思います。私は、たびたび町長の話を知ったり、書いているものを読んで、美しいまちなみづくりの美しさというのは、町長の掲げるまちづくりのベースにある人と自然に優しいということではないのかなど、私なりに解釈しました。人と自然に優しい、そのことはまちなみづくりだけに、もちろんかかわることではなくて、今町長の話を知って思ったのは、町の魅力を引き出していくためにも、それは必要なことだ。そのことによって、みんなが心配している人口の減少に歯どめをかけることもできる。それから元気にもなる。それから観光客も呼び戻せるかもしれないといったふうに、美しいまちなみをつくれれば終わりではなくて、人と自然に優しいという、そういったまちづくりのベースにそこを置きながら、かつての箱物行政とは違う、現代社会の状況から来る不安感を払拭するような手立てとか、覚悟とか、情熱とかをこれから具体的なことをしながら、全部それはつながっているんだと、まちなみづくりも、それから今手立て、つながっているんだということが、私は今わかりました、質問で。終わります。

○議長（一條 光君） 簡潔に答弁を願います。町長。

○町長（猪股洋文君） はい、ありがとうございました。

人材育成という意味で、ドイツ学園との交流のみならず、子供たちに国際交流体験をさせていきたいと思っておりますし、また、その推進母体となる、私はやはり国際交流協会といった部分をしっかりとしたもの、こういったものもつくっていかねばならないだろうというふうに思っております。

また、伊藤議員にご理解いただき、大変私もうれしく思っております。全てはこれがつながっているということです。全てこれはいかにして交流人口をふやしていくか、そして、定住人口の増加につなげていくか、そのために、今私が理念に基づいてまちづくりに取り組んでいくと。もちろんその覚悟と情熱もあるということをご理解いただきたいというふうに思っています。ありがとうございました。

○議長（一條 光君） 以上をもちまして、18番伊藤由子さんの一般質問は終了いたしました。

通告8番、6番木村哲夫君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔6番 木村哲夫君 登壇〕

○6番（木村哲夫君） それでは、通告どおり2問質問させていただきます。

最初に地域審議会についてであります。合併から10年目を迎え、平成25年3月31日まで地域審議会の期間ということで決まっておりますが、今までこの担ってきた役割、そして今後どのように行っていくのか、まず、その点について伺いいたします。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 合併10年目を迎えるこの時期に大変大事な点についてご質問をいただきまして、感謝申し上げたいと思います。

ご承知のとおり、この地域審議会と申しますのは、市町村合併によって、住民の声が町の人たちに反映されにくくなるのではないかというふうな懸念に立って、よりきめ細かな住民の意見の反映、合併後の町の均衡ある発展を図るため、各町の区域を単位として設置したものであります。合併協議会によりまして、ご案内のとおり10年間、平成24年度までということで設置されたものであります。これまで、議員の皆様方からはさまざまなご意見、ご提言をいただいたところ。平成15年から平成19年度までは予算編成に向けた地域の重点事業について諮問をしていただきました。生活環境、教育文化、地域医療福祉等々、幅広い分野で地域の実情に即したご意見を頂戴いたしました。平成20年度は、住民と行政の協働によるまちづくりについて。平成21年度は、加美町の実施計画の策定に向けた提言。平成22年度は、地域おこしについて。平成23年度、平成24年度は、10年後の特色あるまちづくりを目指してというテーマでご審議をいただいております。地域審議会からこの答申のほかに、地域審議会からの意見として、暮らしの中での身近な課題、町への提案などもしていただいております。施策に取り入れておるところでございます。私も地域審議会のご意見を踏まえながら、施策を講じているところでございます。

このように、地域審議会は、合併以後、旧町区域それぞれの発展、充実に大きく貢献をしていただきました。10年間でこの設置期間を終えるわけでございますけれども、住民との協働のまちづくり、まさに行政と住民がパートナーとしてこれから町の課題に取り組んでいかなければなりませんので、これまで以上に町民の皆様方の声を聞き、それを町政に反映させてまいりたいというふうに考えております。その一環として、どこでも町長室というものを発足いたしまして、現在のところ2回開催をしているところです。

もう1点といたしましては、町民満足度調査、合併をして、まだ一度も調査を行っておりませんので、今年度中に町民満足度調査、これを実施いたしまして、町民の皆様方のニーズ、あ

るいは町の将来像というものを把握しながら、第2次の加美町総合計画の策定に役立てていきたいというふうに考えております。

3つ目といたしましては、町民提案型まちづくり事業、さらに聞くだけではなくて、一步進んで、町民の皆さん方にみずから考え、企画をしていただき、実行していただくと。町がそれを支援していくという形の一步踏み込んだ協働のまちづくりを今進めているところでございます。

また、商店街の活気、元気回復のための商店街にぎわいづくり委員会、これも6月に発足をしたところでございます。委員の方々からさまざまな建設的なご意見が今出されているところであります。また、今後は、今行われていますまちづくりのためのオーラルヒストリー等々を踏まえて、まちづくりのワークショップなども開催することになるだろうというふうに思っているところであります。

このように、町民が主体の協働のまちづくりの実現に向けて、町民の代表であります議会の皆様を初めとして、あらゆる機会を通して、地域住民の皆様方からもご意見を頂戴し、行政に反映させていくように努めてまいりたいと考えております。

○議長（一條 光君） 木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 今、町長のほうから10年間を振り返っていただきました。私のほうも答申ということで、企画財政課のほうから、10年間の答申の状況の資料をいただきました。一通り目を通しまして、先ほど町長がやられたように、大きくは平成15年から平成19年までは、基本的に来年度の事業にどれを優先させるとか、その地域ごとの要望を聞くといったようなことが大きかったようです。ただ、その中には、基本構想について、それは平成16年、平成17年には、新庁舎の建設についてという大きなテーマもありました。そして、内容的には平成17年の基本計画ができてからは、その項目に沿って節ごとにといいますか、それぞれについて答申と申しますか、その中での事業重点項目ということで整理されているように感じております。そして、大きく変わったのが平成20年からテーマを設けて、先ほど町長が言われたように、それぞれ協働のまちづくりであったり、実施計画であったりということが書かれております。

読んでいきますと、最初のほうは、各地区のこの道路が、ここの側溝が、この部分がということで、どこを優先してほしいというのが出てきています。それが次の年、次の年と行くと、ほぼ同じものが出てきていると。それは1つには、簡単には実施できないということと、それとやはり要望が強いもの、そうでないものというのがはっきり見えてきた感じがしました。

その中で、平成20年から協働のまちづくりをテーマにしていく中で、それ以前と違って、各

地域、要するに旧3町だけではなく、全体を見て、行政改革であったり、さまざま町の施策に対して、トータルに見ると。要するに加美町として一つの町になりつつある提言、そういった視点で意見が述べられているような気がいたしました。

そして、平成22年に、地域おこし。これは平成22年のテーマ「農林業と商工業、観光事業が一体となった地域おこし」というテーマで、非常にすばらしい提案もございました。先ほど町長が言われた商店街のにぎわいづくり委員会に非常に似ているような気がしております。

また、先ほど、伊藤由子議員のときに、町長が言われた中に、まちづくりの理念が大事と。そして継承していくことが大事であるというお話もありました。そういった観点から、今まで取り組んできたものをそこで終わりではなくて、それをさらに生かしていくということも求められているのではないかなと。さらに、平成18年の答申には、都市計画を決めるべきであるという答申もありました。まちづくり、その一つの方法といいますか、原点でもある都市計画、この町をどういう町にしていくのか。この地域は、どういう用途、この地域はどういうふうな方向性で持っていくのかという都市計画を決定すべきであるという答申も出ておりました。私も一般質問で何度かお話をしましたが、せっかくいい提言が、ずっと読み返してみますと、あるにもかかわらず、実現したもの、またはなかなかそれに手をつけられていなかったものということがあります。

それで、平成23年、平成24年の猪股町長の時期に入りまして、10年後の特色あるまちづくりということで、これからを見据えて、長く見据えてということだと思いますが、ぜひその辺を今まで培ってきたものを何とか反映させるというような点から、町長、いかがな考えか、まず、伺いたいします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 木村議員がおっしゃるとおり、大変参考になるご意見が見て取れます。私も読ませていただいて、やはりこれまですばらしい提案がなされたにもかかわらず、なかなか実現してこなかったことが、まさに今私、そういったものを実現すべく取り組んでいるところでございます。都市計画についても、私もその重要性を非常に感じておりますので、担当職員のほうには指示をしているところでございますし、にぎわいづくりもそうでございます。それから、この協働のまちづくりですね。これについても大分以前からお題目として唱えられておったわけですが、なかなか本当の意味での町民と行政とのパートナーとしての取り組みまでには至っていなかったわけですから、そういったことにも今取り組んでいるということでございますので、ぜひ、終わったからこの提言も有効期間が過ぎたということではござい

せんので、やはりこれを大事な、貴重なご意見として、これを踏まえて、この中で先ほど私が申し上げたような交流人口、定住人口をふやす上で大事なご提案、ご提言に対しては、これは実現に向けて取り組んでいくというふうにもこれからも、そういった方向で、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（一條 光君） 木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） ぜひその方向でお願いしたいと思いますが、まず、地域審議会のみならず、審議会、または検討委員会というのがさまざまなところで行われているわけですが、それをいかに有効にやっていくかといいますか、いいものは実行していくということが大事ではないかなというふうに特に感じております。その中で、先ほど町長のお話にもありましたどこでも町長室、満足度調査、提案型まちづくり、特に感じていたのは、この10年間の地域審議会の中でアンケートをとったことはなかったのではないかなというふうに思っております。要するに、15名以内でという、しかも区長さんであったり、各団体の代表、一般の方ということで、いろいろな審議会とか、そういった委員会を見ても、余りかわりばえのしないと言うと大変失礼なんです、あの方がこちらにもあちらにもという審議会が大分見受けられる中で、やっぱりどういう人が審議会の委員になったかによって、色が出てくるだけではなくて、やっぱり多くの方の意見といいますか、先ほどのような満足度調査だったり、アンケートをとる。そうやってその地域の今の実情を知るということをぜひやっていただきたいと。

特に、先日町長の口からもお話があったんですが、宮崎地区の買い物難民と言われるんでしょうかね。スーパーが事業をやめたということで、やっぱりその町、地域に根差してきたものがどんどん変わっていったり、なくなったりしていく中で、本当に町民の方が何をその地域で求めているのか。そういったことをぜひとも調べるといいますか、調査して、形にしていきたいというふうに思っております。その辺、いかがでしょうか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 木村議員のおっしゃるとおり、この今の審議会、さまざまな委員会等々、大分同じ顔ぶれということは確かにございます。それから、どうしても、この団体の代表という形で出てこられている方が多いものですから、若者の声とか、本当に小さな声とか、そういったものがなかなか反映されないという状況がございます。ですから、今回、満足度調査ということをしていただくわけですし、それからどこでも町長室ということは、私が出向いて、皆さんの話を聞くという、いろいろなこの複数のやはりチャンネルというものが私は必要だろうというふうに思っております。

そして、そういった中で例えば宮崎の例ですね。大変深刻な例で、状況でございますから、これも早速職員のほうには指示をしておりますけれども、商工会とも連携をしながら、地域住民の声を吸い上げながら、何とかこれはその地域の皆さんと力を合わせて、解決をしていきたいというふうに思っています。これは宮崎のこのみならず、これからさまざまな地域の課題、基本はやはり地域の方々の声を、小さな声もやはりきちんと受けとめると。そして、一緒になって、まさにパートナーとして、解決に向かっていくと、取り組んでいくということが大事だと思っておりますので、今後ともそのように行ってまいりたいと思います。

○議長（一條 光君） 木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） そうしますと、予定どおりといいますか、10年間の地域審議会の任期を終えて、地域審議会はこれで終わりということで、その後については、また新たな声を聞く制度なり、仕組みと考えるとよろしいでしょうか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） そのように理解していただいて結構です。

○議長（一條 光君） 木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） それでは、次に、成年後見制度について質問させていただきます。

高齢化が進む中で、ひとり暮らしで認知症になったり、施設への入所待ち、そして入所に伴い現在住んでいる住居の管理、処分など、さまざまな手続が必要になってきております。加美町成年後見制度利用支援事業実施要綱というものが策定されて、町では支援しておりますが、その現在の状況と今後の運用についてお伺いたします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 成年後見制度についてのご質問にお答えいたします。

最初に成年後見制度について若干だけご説明させていただきたいと思っております。

従来禁治産者、準禁治産者の保護を目的としたこれは制度でございました。平成12年度から介護保険がスタートいたしまして、町が利用者のサービスを決定してきた「措置」から利用者本人がみずからサービスを選ぶ「契約」へ移行するのに合わせて、成年後見制度も利用者本人の「保護優先」から、本人の意思を尊重する「自立優先」へと大きくこれは転換されたものでございます。新しい成年後見制度では、精神上的障害、これは知的障害とか、精神障害とかございますけれども、認知症もこれは含まれますが、精神上的障害により、本人の判断能力が十分でない方が不利益をこうむらないように、家庭裁判所に申し立てをし、その方の援助をしてくれる人をつけてもらう制度ということになりました。

この制度を利用できる人は、認知症の高齢者や知的障害者、精神障害者で、本人の判断能力レベルによって、補助として、補佐、後見の3つの段階に分かれています。補助というのは、判断能力が不十分な方と。そして補佐といいますのは、判断能力が著しく不十分な方、後見というのは、ほとんど判断ができない方というふうな区分になっております。

この補助、補佐、後見の開始手続を申し立てるのは、利用者本人、配偶者、4親等以内の親族ということになっております。また、利用者本人や配偶者4親等親族がいない場合、これは市町村長が申し立てを行うということになっております。現在、加美町におきまして、町長申し立てによりまして、成年後見制度を利用している方は7名いらっしゃいます。この方々というのは、おひとり暮らしで身寄りのない認知症の高齢者であったり、家族全員が知的障害を持っているという方、子供が障害を持っており、親が認知症であるといった方、そういった方々が含まれております。

本町では、先ほど議員がおっしゃったように、成年後見制度利用支援事業実施要綱を定めておりまして、生活保護受給者やそれに準じる方に対して、申立費用や、後見人への報酬の全部または一部を助成しております。いろいろこれは、収入印紙代とか、登記費用とか、あるいは報酬等々かかりますので、全部または一部を町のほうで助成をしているところでございます。

成年後見を受けている生活保護受給者の後見人に対しましては、現在2名いらっしゃるわけですが、報酬といたしまして、月1万8,000円という額をお支払いしているところでございます。町では、現在包括支援センターや、障害福祉係が窓口となりまして、相談支援業務の中で、判断能力に欠け、生活に支障を来している対象者を把握した場合には、この関係機関と十分な協議を行いまして、成年後見制度の利用につなげようというふうにしております。ただ、実際、なかなかこの費用の問題とか、あるいは後見制度に対する十分な理解をいただいていないということなどもありまして、また、どうしても、この財産を第三者に託すということに対する不安、こういったこともございまして、なかなか利用されていない状況にあります。

しかしながら、本町におきまして、この高齢化というのはどんどん進んでおります。要介護認定を受けている方は1,330人おりますし、そのうち要介護3以上で身体の障害よりも認知症が進んでいる高齢者が127名おりますので、また、高齢者のひとり暮らし世帯、こういった方々もふえておりますので、私はこの成年後見人制度の利用のニーズというものは、これからますます高まっていくだろうというふうに考えております。町といたしましても、ケアマネジャー、それから介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者などを対象として、研修会を開催したり、町のホームページで広報するなどして、この成年後見制度のまずは周知に努めてま

いりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 今説明いただきました町の状況ということで、それで、いろいろ調べてみますと、成年後見制度の中に法定後見人と任意後見人ということで、2つの種類があるようです。ただ、そのやれる仕事と申しますか、若干メリット、デメリットと申しますか、その辺があるようですが、まずは、実際に高齢者で家族が亡くなって、ひとり暮らしになって、近くにめいごさんですかね、いらっしゃるんですが、その方が今実際に介護しているという方からご相談を受けて、私もその今まで知らなかったので、少し勉強してみようということで、今回の質問をしたわけですが、やはり高齢化が進んでいく中で、家族、そしてなかなかその近くにそういった4親等なり、身近な身内がない場合に、これからどんどんひとり暮らし、しかも認知症が進んでいくという中で、やはりこれは町としても何とかPRしながら、ぜひそういった方々のやっぱり役に立つような制度にしていかなければいけないと。

それで、任意後見人の場合は、まだ要するに認知症にもなっていない。自分がしっかり意識がある中で、この方に後見というか、お願いをしたいということで公証人役場に一緒に行って、登録したりとか、そういった制度もあるようですので、ぜひひとり暮らしになりそうなのか、またはこれからの年齢が上がっていったときに心配だという方には、ぜひそういった制度もあるということを何とか町のほうでもPRしていただけないかなというふうに思っています。

さらに、調べていくと、法定後見人の中にも、市民後見人ということで、国が昨年6月に、老人福祉法を改正して、後見人の活動に必要な知識を持った一般市民の要請を自治体の努力義務とするということで、要するに法定後見人ですと、弁護士さんとか、行政書士さんとか、費用もやっぱり3万円から5万円とか、月にかかる。先ほど町のほうでも1人1万8,000円ですか。後見人のほうにお支払いをしていると。それで、今全国でも昨年あたりから進み始めまして、自治体によってはボランティアと。要するに交通費とか、若干の日当程度で無償でやっていただくという市民後見人を養成していくと。要するに、自治体がそういった研修センターに費用を払って、援助してと申しますか、そこで研修をしてもらって、市民後見人を何人かつくっている自治体も出てきております。そういう人たちが今度は後見人として、登録をして、そういった方々のサポートをするという仕組みができているようですが、そういったことに取り組むお考えはあるかないか、まず、お伺いします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 議員がおっしゃるとおり、この問題の重要な点の1つは、やはり周知を

していくということ、先ほど私も申し上げましたように、やはりこれが1つ。それから、今議員がおっしゃったこの養成という部分も私は重要だろうと思っております。まさに協働のまちづくりという中で、市民後見人制度といいますか、市民後見人の育成、こういったことも私は非常に重要であろうと。先ほど申し上げたように、やはりこの第三者に自分の財産を任せるということは、大変この不安な部分でございます。幾ら行政書士だ、司法書士だといっても、これは他人でございますから、むしろ身近な方がこういった養成といいますか、講座を受けて、市民後見人として活躍できるようになれば、もっとそういった不安も払拭されて、この後見人制度というものが身近になっていくだろうと。利用しやすくなるんだらうというふうに感じておりますので、ぜひ、町民との協働という大きなこのまちづくりの理念の中で、こういったことにも、すばらしいこれはご提言でございますから、検討し、取り組む方向で検討してまいりたいと思います。

○議長（一條 光君） 木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 前向きな回答をいただきました。ありがとうございます。

それで、もう少しお話をしたいんですが、市民後見推進事業実施要綱というのがありまして、事業主体は当然市町村にはなるんですが、それから社会福祉協議会だったり、NPO法人だったり、適切な事業運営ができる場所に委託することも可能だということも書かれております。そういった点でも町長が言われているNPOの支援、立ち上げ、そういった部分にも今後こういった事業を受けていただくような養成講座だったり、NPOを支援するという点でいかがでしょうか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まさに間もなく、市民活動スタートアップ講座という名称になっていますけれども、これが始まりますので、こういったボランティア活動の受け皿づくりに、そのような市民活動講座等を通して、育成できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（一條 光君） 木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 今問題になっている空き家問題ということで、このあと何人ががされると思いますので、深くは触れませんが、要するにひとり暮らしになって、認知症になって、その今まで住んでいたところがどうしようもできないというか、要するに不動産の償却といいますか、処分もなかなかできない云々ということも空き家の問題の一つになっているのではないかなという感じもしますので、ぜひとも先ほどの後見人制度だったり、法定だったり、任意、さらに市民の後見人も含めて、この辺をぜひ今18のプロジェクトがあるようですが、来年あた

りに、次のプロジェクトとして考えていただければ、やっぱり高齢者の方が安心して、その後自分たちの行く末を考えられるような、サポートできるような仕組みをぜひともつくっていただきたいと思います。町長、最後、いかがでしょうか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） この空き家、今度空き家バンク、間もなく10月からスタートしますけれども、実は空き家であってもなかなか処分ができないという物件も確かにございます。ですから、この空き家の対策というのは定住対策にもつながってくるわけです。それから、後見人の問題、こういったこと、それから今検討を進めていますひとり暮らしの高齢者などを対象とした介護サービス付き町営住宅、こういったものを全てリンクをしましてまいりますので、相互的に高齢者が安心して住み続けることができるまちづくり、地域づくりを進めてまいりたいと。その一環として、この後見人制度というものも取り組んでまいりたいというふうに思います。

（「終わります」の声あり）

○議長（一條 光君） 以上をもちまして、6番木村哲夫君の一般質問は終了いたしました。